

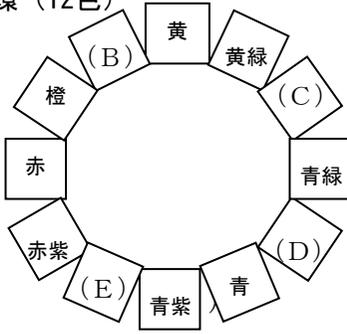
<p>8</p>	<p>主な長調の調号と主音</p> <p>ハ長調 (A) ニ長調 (B) ホ長調 ロ長調</p> <p>ヘ長調 変ロ長調 (C) 変イ長調 変ニ長調</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>9</p>	<p>主な短調の調号と主音</p> <p>イ短調 ホ短調 ロ短調 (A) 嬰ハ短調 嬰ト短調</p> <p>ニ短調 (B) ハ短調 ヘ短調 (C)</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>10</p>	<p>和音とは、高さの異なる2つ以上の音が同時に響くときの音のことをいい、音の重なり方によって、(A) と (B) がある。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>11</p>	<p>コードネームとは、和音につけられた名前のことをいい、和音の基本となっている音 ((A)) がコードの基本名となる。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>12</p>	<p>主なコードネーム</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>

13	<p>(A)・コードは、三和音のメジャー・コード (C、D など) に、短7度 (m 7) の音を重ねた、四和音 (属7 の和音) のコード (C 7、D 7 など) である (「音楽理論編」 p 19・20 参照) 。</p>	□ □ □
14	<p>和音の転回形とは、和音の構成音 (根音、第3音、第5音、第7音) の順番を変えたもので、根音以外の音を最低音にしたものである。</p> <p>第1転回形とは、第 (A) 音が最低音となるものである (根音が1オクターブ上に移動する) 。</p> <p>第2転回形とは、第 (B) 音が最低音となるものである (根音と第3音が1オクターブ上に移動する) 。</p> <p>第3転回形とは、第 (C) 音が最低音となるものである (根音と第3音と第5音が1オクターブ上に移動する) 。</p>	□ □ □
15	<p>(A) とは、楽曲の相対的な音程関係を変えることなく、別の調に変えることで、(B) (曲の途中で調が変化すること) とは異なる。</p>	□ □ □
16	<p>移調には、長音階は (A) 音階、短音階は (B) 音階へ移調するという法則がある。</p>	□ □ □

《第2節 楽典用語》

1	<p>音の強弱に関する記号</p> <p>ff (フォルティッシモ) = 「とても (A) 」</p> <p>pp (ピアニッシモ) = 「とても (B) 」</p> <p>cresc. (クレッシェンド) = 「だんだん (A) 」</p> <p>decresc. (デクレッシェンド) = 「だんだん (B) 」</p>	□ □ □
2	<p>音の速さに関する記号</p> <p>vivace (ビバーチェ) = 「(A) 」</p> <p>allegro (アレグロ) = 「快速に」</p> <p>allegretto (アレグレット) = 「やや (B) 」</p> <p>moderato (モデラート) = 「(C) の速さで」</p> <p>andante (アンダンテ) = 「ゆっくりと歩く速さで」</p> <p>lento (レント) = 「(D) 」</p>	□ □ □

14	(A) は昭和初期から戦中にかけて活躍した童謡作曲家で、「かもめの水兵さん」「うれしいひなまつり」「グッドバイ」「赤い帽子 白い帽子」など1000余曲を作曲した。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	(A) は20世紀末まで活躍した日本の代表的な作曲家で、童謡「めだかの学校」「ちいさい秋みつけた」「夏の思い出」など、数々の楽曲を作曲した。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	童謡「ぞうさん」「やぎさんゆうびん」は、(A) が作詞し、(B) が作曲した。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	「ソーラン節」は、(A) 発祥の民謡である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	(A) は、田中すみの考案による楽譜である。小さな子どもにも理解しやすいように、音符に色をつけて「ド=赤、レ=黄、ミ=緑、ファ=橙、ソ=空色、ラ=紫、シ=白」として音の高さを示したものである。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	(A) とは、小学校低学年の音楽教科書で用いられる楽譜で、リズムや音程を音符の代わりに絵で示している。子どもが、楽譜に興味をもつようにと考案された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

<p>3</p>	<p>色相環とは、色相を、色の連続性に従って円形状に配置したものをいう。色相環の距離が(A)ほど、色相が似ている。</p>	<p>色相環(12色)</p> 	<p>□ □ □</p>
<p>4</p>	<p>(A) は、最も鮮やかな色で、一般に色相環であらわされる色である。(B) は、(A) に白だけ、または黒だけを混ぜた色のことで、濁りのない色であるが、(A) に比べて(C) が下がる。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>5</p>	<p>色相環で正反対の位置の色を混色すると(A)になる。これを、(B)という。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>6</p>	<p>ある色をじっと見つめて目を離すと、色相環で正反対の位置にある色が残像として見える。これを、(A)という。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>7</p>	<p>七色の虹の色の並びは、上から順に、(A) → ※ → (B) → ※ → (C) → 藍 → 紫、となる(※は、両隣の色を混色してできた色とする)。虹の色の並び順は、(D) の色の並び順に対応している。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>8</p>	<p>混色でつくることのできない3色を、色の3原色という。 色光(舞台照明など)の3原色 = 赤・青・(A) 色料(絵の具、染料など)の3原色 = 赤・青・(B)</p>		<p>□ □ □</p>
<p>9</p>	<p>色光を同時に重ね合わせることによって、明度が高くなる混色を、(A)という。色光の3原色を重ね合わせると、(B)色となる。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>10</p>	<p>色光以外のものを混ぜ合わせることによって、明度が低くなる混色を、(A)という。色料の3原色を混ぜ合わせると、(B)色となる。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>11</p>	<p>明度の差が(A)配色ほど、目立ちやすくなる。明度の差がある2色を配色すると、明度の高いほうはより明るく、明度の低いほうはより暗くみえる。</p>		<p>□ □ □</p>
<p>12</p>	<p>(A) の異なる2色を接して並べると、お互いにその色みが強調される。</p>		<p>□ □ □</p>

第4章 保育保育所保育指針に基づく保育内容の理解

《第1節 保育所保育に関する基本原則等》

1	<p>2017(平成29)年の「保育所保育指針」の改定(2018(平成30)年4月1日施行)では、「改定の方向性」として、以下の5点が示された。</p> <p>① 乳児・1歳以上(A)歳未満児の保育に関する記載の充実</p> <p>② 保育所保育における(B)の積極的な位置づけ</p> <p>③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた(C)の記載の見直し</p> <p>④ 保護者・家庭及び地域と(D)した子育て支援の必要性</p> <p>⑤ 職員の資質・(E)の向上</p>	□□□
2	<p>保育所保育指針 第1章1(1)(保育所の役割)</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な(A)を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの(B)を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する(C)を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における(D)を通して、(E)及び(F)を一体的に行うことを特性としている。</p> <p>(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な(G)との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び(H)の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、(I)に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する(J)を行うものであり、その職責を遂行するための(B)の向上に絶えず努めなければならない。</p>	□□□